

福島県福祉・介護職員等処遇改善加算取得のための 社会保険労務士派遣による無料相談実施要領

1 目的

障害福祉サービス事業所において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により再編された福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のために、専門的知識を有する相談員（社会保険労務士）を、障害福祉サービス事業所を運営する事業者派遣し、指導・助言等を行うことにより加算の取得を促進することを目的とする。

2 実施期間

令和7年6月9日から令和8年3月31日まで
（派遣実施期間：令和7年8月から令和8年2月末まで）

3 対象事業者等（以下の要件をすべて満たすこと）

- （1）福島県が所管する障害福祉サービス事業所（中核市にある事業所を除く。）を運営する事業者
- （2）令和7年度の処遇改善加算を未取得の事業者又は処遇改善加算の区分「Ⅱ」、「Ⅲ」または「Ⅳ」を取得しており、上位区分取得を目指す事業所
- （3）無料相談で派遣する社会保険労務士からの指導・助言等により、令和8年度に現在より上位の加算の取得を目指す事業所
- （4）これまで特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所

4 指導・助言等の内容

- （1）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により定められた処遇改善加算の区分Ⅰ～Ⅳに応じた次の取組に関する事
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備に関する事
 - イ 資質向上のための研修計画の策定及び研修の実施に関する事
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関する事
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関する事
 - オ その他処遇改善加算の取得要件に関する事
- （2）その他処遇改善加算の取得に必要な事項に関する事

5 指導・助言等の回数

1事業者あたり原則3回とし、1回当たり2時間程度とする。
ただし、状況に応じて5回までの支援を可能とする。

- 6 募集事業者数
5事業者程度とする。
- 7 募集期間
令和7年6月30日（月）から7月25日（金）まで
- 8 応募方法
募集案内のとおり
- 9 事業者選定の優先順位（同位の場合は所在地の均衡等を考慮して選定する。）
第1位 処遇改善加算未取得の事業者
第2位 処遇改善加算Ⅳを取得しており、上位区分を目指す事業者
第3位 処遇改善加算Ⅲを取得しており、上位区分を目指す事業者
第4位 処遇改善加算Ⅱを取得しており、上位区分を目指す事業者
- 10 事業者選定方法
県障がい福祉課で書類選考し決定する。
- 11 事業の実施
当該事業の実施については、公益財団法人介護労働安定センターに委託するものとする。
- 12 情報の管理
無料相談により知り得た個人情報及び事業者情報等については、秘密を厳守する。